



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 久世
代 表 者 代表取締役社長 久世 健吉
(JASDAQ コード番号 2708)
問 合 せ 先 取締役経理部長 後藤 明彦
電 話 03-3987-0018

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社がプライベートブランド商品の製造を委託しているお取引先様との契約に基づき「リベート」「特別条件」等としてお取引先様から金員を収受していた行為が、下請法の規定（第 4 条第 1 項第 3 号）に違反すると判断されたものです。本日の勧告において指摘された金額は、平成 27 年 6 月から平成 28 年 11 月までの 1 年 6 カ月間で約 5,040 万円です。

本件に関し、当社は当該下請代金の減額とされた金額全てについて平成 29 年 4 月 20 日までに返還いたしました。なお、本件に伴う会計処理は平成 29 年 3 月期に一括して行うため、過年度の決算修正はありません。また、平成 29 年 3 月期の連結業績予想につきましても変更はありません。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び全社員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンスの強化と再発防止に努めて参ります。

お取引先様をはじめ、関係者の皆さまにはご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上